

日本籍船舶におけるコンパス等の搭載要件に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領
鋼船規則検査要領 H 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO 第 82 回海上安全委員会(MSC82)において、予備の羅盆の省略に関する SOLAS 条約第 V 章の解釈が承認され、MSC.1/Circ.1224 として回章されている。

上記解釈を本会規則に取入れる時点では、本件に関する国内基準が明確ではなかったが、本年 6 月に国土交通省船舶検査心得が改正され、予備の羅盆及び方位測定装置の省略に関する規定が改められた。

今般、上記船舶検査心得と安全設備規則との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船舶検査心得に基づき、予備の羅盆を省略できる条件を改めた。
- (2) 船舶検査心得に基づき、方位測定装置を省略できる条件を改めた。
- (3) 船舶検査心得に基づき、予備の羅盆の代替装置として搭載されるジャイロコンパス及び船首方位伝達装置への非常電源装置からの給電時間に関する要件を改めた。
- (4) 磁気コンパス及び方位測定装置に関する規定に関し、SOLAS 条約及び船舶検査心得の規則体系に合わせるべく関連規定を改めた。